

● 資源ごみ処理施設の配置の考え方（検討案）

第2回相原地区連絡会（以下「第2回地区連絡会」という。）で頂いたご意見を踏まえ、計画地内における資源ごみ処理施設の位置について、再検討を行いました。ただし、地権者の方や周辺住民の方との協議については、検討案の承認後に順次進めていきます。

（1）第2回連絡会で頂いたご意見に対する検討案

・第2回連絡会で頂いたご意見

- ・施設の位置については、学校から極力離し、更に町田市道701号線側に移動させることはできないか。
- ・施設の位置を決定する際には、学校だけでなく住宅への影響についても十分に配慮し、検討してほしい。また、近隣住民はずっとそこに住んでいるため、影響は大きい。

・検討中の案

- ・建屋をできる限り計画地の南東側に移動することで、住宅や学校から可能な限り離隔距離を確保するため、現在、添付図のような配置計画を検討しています。

（2）敷地南東側に施設を移動することによる影響と課題

施設を南東側に移動する場合、以下の影響と課題が考えられます。

【大幅な敷地形状の改変】

- ・第2回連絡会で提示した案は、計画地の既存の平場をできる限り活かした造成計画としていました。
- ・本案では、施設の計画位置が既存の平場部分から大きく外れるため、南東側の斜面を削るなど、大幅な造成を行い、新たに平場を確保する必要があります。
- ・東京都の条例では、当該地のような丘陵地での開発に関して、指針があります。（※1）。指針では、斜面や尾根部分の保護に最大限の配慮が必要とされており、本案を実現するためには、今後、更なる検討が必要になります。

【既存森林の減少】

- ・本案では、第2回連絡会で提示した案よりも、施設から住宅や学校からまでの離隔距離を大きく確保することができます。しかし、既存の森林を大幅に伐採して建設用地を整備するため、貴重な既存森林が減少することになります。

※1 「東京における自然の保護と回復に関する条例」に、「丘陵地における適正開発のための指導指針」という項目があり、当該地区のような丘陵地域における開発には制限があります。

● 新たに検討している配置計画の概要

